

平成19年5月24日

各位

会社名田村大興ホールディングス株式会社代表者名代表取締役社長 吉岡 正紀 (コード番号6675東証第1部)問合せ先総務 部長 島田 俊治 (03)5791-5511

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針ならびに 当社株式の大量取得行為に対する対応策(買収防衛策)に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、会社法施行規則(平成18年法務省令第12号。以下「会社法施行規則」といいます。)第127条に定められた、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定いたしました。併せて当社取締役会において、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして「当社株式の大量取得行為に対する対応策(買収防衛策)」(以下「本ルール」といいます。)を導入することを決定しましたので、お知らせいたします。

また、平成19年6月開催の当社定時株主総会において本ルールの説明をさせていただき、株主の皆様のご承認が得られた場合に限って、本ルールを導入する予定です。

なお、本日現在、当社株式の大量取得の申し入れ等は一切ございません。

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えております。したがって、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、当社株式の大量取得行為またはその申し入れの中には、次のものも想定されます。

- ①買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、当社のグループ企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの
- ②株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの
- ③当社に、当該買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われるもの
- ④当社株主に対して、買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供すること なく行われるもの
- ⑤買付の条件等(対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実行の可能性等) が当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適当なもの

このような当社株式の大量取得行為またはその申し入れを行う者は、例外的に、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切な者と考えています。このような行為から当社の基本理念やブランド、株主をはじめとする各ステークホルダー(利害関係人)の利益を守るのは、当社の経営を預かるものとして当然の責務であると認識しております。

1

2. 基本方針の実現に資する取組み

(1) 当社のグループ企業価値の源泉

当社は純粋持株会社であり、グループ企業12社で構成する当企業グループは「独創的な技術を核に、新しい価値を創造し、活力とゆとりある社会の発展に貢献する。」ことを経営理念に掲げ、情報通信関連分野、ICカード関連分野、セキュリティ関連分野における技術力、販売力および生産力を結集し、市場環境の急速な変化と競争の激化にすばやく柔軟に対応できる強靭な経営構造を確立して、情報通信ネットワーク関連業界において、強みを発揮できる市場でのトップシェアを目指し、「事業の拡大」と「経営体質の強化」の諸施策に取り組んでおります。

「事業の拡大」につきましては、ネットワークソリューション分野とセキュリティソリューション 分野の事業融合およびコア技術の有効活用を進めることにより、主力市場の深耕と新商品の積極的な 市場投入に努めるとともに事業領域の拡大と新規事業の早期育成に向けた取組みを強化しておりま す。「経営体質の強化」につきましては、生産体制の最適化、要員体制の適正化および資本効率の向 上に継続的に取り組んでまいります。

また、企業グループの総合力を高めるため、より有効性の高い「内部統制システム」の構築に取り組むとともに、コーポレート・ガバナンスの強化とグループ企業価値の向上に努めてまいります。

(2) 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

当社取締役会は、上記「1.」に述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして買収防衛策を導入することが、当社のグループ企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、または向上させるために必要不可欠であると判断しました。

本ルールの詳細につきましては、別添の「当社株式の大量取得行為に対する対応策(買収防衛策)」 をご参照ください。

当社株式の大量取得行為に対する対応策 (買収防衛策)

田村大興ホールディングス株式会社

1. 導入の目的

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」という。)に照らして、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、大量取得行為に対する対応策(買収防衛策)(以下「本ルール」といいます。)を導入します。当社株式の大量取得行為が行われる際に、当社が本ルールに定める対応を行うことにより、濫用的な買付行為を抑止し、当社のグループ企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、または向上させることを目的としています。

2. 本ルールの内容

(1)対象となる買付者

本ルールは、次の①または②に該当する買付またはその申し入れ(以下あわせて「買付等」といいます。)がなされる場合に、本ルールに定める手続きにしたがい、防衛策の発動に係る手続きを行います。

なお、以下、買付等を行う買付者および買付提案者を「買付者等」といいます。

- ①当社が発行者である株券等(※1)について保有者(※2)の株券等の株券等保有割合(※3)の合計が20%以上となる買付
- ②当社が発行者である株券等 (※4) について、公開買付 (※5) に係る株券等の株券等所有割合 (※6) およびその特別関係者 (※7) の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付
 - ※1 証券取引法第27条の23第1項に定義。以下別段の定めがない限り同じとします。
 - ※2 証券取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。以下別段の定めがない限り同じとします。
 - ※3 証券取引法第27条の23第4項に定義。以下別段の定めがない限り同じとします。
 - ※4証券取引法第27条の2第1項に定義。以下②において同じとします。
 - ※5 証券取引法第27条の2第6項に定義。以下別段の定めがない限り同じとします。
 - ※6 証券取引法第27条の2第8項に定義。以下別段の定めがない限り同じとします。
 - ※7 証券取引法第27条の2第7項に定義(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(2) 防衛策の内容

買付者等が出現し、本ルールに定められた手続きを経た結果、防衛策を発動すべきとの結論に達した場合には、新株予約権(当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付されたもの。以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当を実施することにより、買付者等の当社株券等保有割合を低下させます。

3. 防衛策の発動に係る手続き

(1) 買付者等に対する情報提供の要求

買付者等が買付等を行う場合には、まず当社に対しての買付等を一定期間停止していただきます。次に、買付者等には買付等に際して本ルールに定める手続きを遵守する旨の「誓約書」および次に定める買付者等の買付内容の検討に必要な情報を当社取締役会にて適宜回答期限(原則として30日を上限とします。)を定め、当社の定める書式(以下「買付説明書」といいます。)により回答期限内に提出していただきます。

買付等停止の一定期間とは、後記「4.(6)」に記載する当社取締役会決議の時までとします。

【必要情報】

- ①買付者等およびそのグループ(共同保有者、特別関係者および(ファンドの場合は)組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。)
- ②買付等の目的、方法および内容(買付等の対価の価格・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性を含みます。)
- ③買付価格の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および買付等に 係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額とその算定根拠等を含みます。)
- ④買付資金の裏付(買付資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、買付資金調達 方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ⑤買付後の経営方針、事業計画、資本政策、配当政策
- ⑥買付後の従業員、取引先、顧客、地域社会など利害関係者に関する方針
- ⑦当社の他の株主との間に利益相反となる場合には、それを回避するための具体的方策
- ⑧政府当局の承認、第三者の同意、法律の適用可能性などの状況
- ⑨その他当社取締役会または独立委員会が合理的な判断に必要とする情報

当社取締役会では、「買付説明書」の記載内容が不十分だと判断した場合または後記「4.(3)」に記載する独立委員会から記載内容が不十分であると指摘があった場合は、回答に必要な期限を 定めたうえで、買付者等に追加の情報を再提出していただくよう要請します。

(2) 当社取締役会による「買付説明書」の検証、買付者等との交渉および代替案の提示

当社取締役会は、買付者等が本ルールを遵守し、必要十分な情報が記載された「買付説明書」が 提出された場合、「買付説明書」受領後、当社取締役会にて当社のグループ企業価値、株主共同の 利益の確保または向上の観点から買付者等の買付案の検証および買付者等との交渉を開始します。

当社取締役会は、買付等の提案があった事実ならびに「買付説明書」の評価、検討および検証結果ならびに必要に応じて作成する代替案を記載した「意見表明書」、その他株主の皆様の判断のために必要と認められる情報は、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

また、当社取締役会は、独立委員会に「買付説明書」および「意見表明書」を提出し、防衛策の発動および不発動について諮問します。

4. 買付等が行われた場合の対応

(1) 買付者等が本ルールを遵守した場合

買付者等が本ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該買付等に反対であったとしても、当該買付等についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、当該買付等に対する防衛策を原則として発動いたしません。買付者等の買付等に応じるか否かは、株主の皆様において、「買付説明書」の内容および「意見表明書」において提示する当該買付等に対する当社取締役会の意見および代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

ただし、買付者等が本ルールを遵守している場合でも、買付者等の買付等の内容が次の防衛策発動要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当を実施することが相当と取締役会が認める場合は、独立委員会の勧告を受け、当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当を実施することを予定しております。

<防衛策発動要件>

- ①次に掲げる行為等により、当社のグループ企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある買付等である場合
 - ア.株券等を買い占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - イ.当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に 買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ウ.当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - エ.当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、 その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機 会を狙って高値で売り抜ける行為
- ②強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。)等株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買付等である場合
- ③当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない 買付等である場合
- ④当社株主に対して、上記「3. (1)」に定める必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報が提供されず、または提供された場合であっても不十分な提供である場合
- ⑤買付等の条件(対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性、買付等の後の経営方針または事業計画、買付等の後における当社の少数株主、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適当な買付等である場合

(2) 本ルールを遵守しない場合

買付者等が本ルールを遵守しない場合は、具体的な買付方法のいかんにかかわらず、当社取締役会は当社のグループ企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として防衛策を発動し、 当該買付等に対抗することを予定しております。

(3) 独立委員会

買付者等が本ルールを遵守しているか否か、あるいは遵守している場合でも、買付等が基本方針に照らして不適当であり、当社のグループ企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、本ルールを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性、合理性および公正性を担保するため、社外有識者(弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー等)3名以上で構成する独立委員会を設置することにいたしました。独立委員会の勧告内容については、その概要を適時情報開示することといたします。

(4) 評価期間の設定

買付者等の買付等について当社取締役会が評価、検討を行うための時間的猶予として評価期間を設定します。評価期間は、必要十分な情報が記載された「買付説明書」を当社取締役会が受領した日から90日とします。

なお、当社取締役会は、評価期間内に防衛策の発動または不発動に関する決議を行うに至らず、 評価期間延長が必要な場合、独立委員会に対し、評価期間延長が必要な理由、延長期間その他適 切と思われる事項について記載した書面を提出し、諮問します。独立委員会が評価期間延長につ いて認める勧告を行った場合に限り、当該評価期間を延長することができるものとします。

また、当該評価期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様とします。上記により評価期間が延長された場合、当社取締役会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長された評価期間内に防衛策の発動または不発動に関する決議を行うよう最大限努めるものとします。評価期間が延長された場合、当社取締役会は評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と思われる事項について、当該延長の決議後速やかに情報開示を行います。

(5)独立委員会の勧告

本ルールにおいては、上記「4.(1)」に記載のとおり買付者等が本ルールを遵守した場合には原則として防衛策を発動いたしません。しかし、上記「4.(1)」に記載する防衛策発動要件に該当する場合ならびに「4.(2)」に記載する買付者等が本ルールを遵守しないために防衛策を発動する場合には、その判断の客観性、合理性および公正性を担保するために、まず当社取締役会は、独立委員会に対し防衛策発動の適否について諮問し、独立委員会は本ルールが遵守されているか否か等を十分検討したうえで防衛策の発動の適否について勧告を行うものとします。

当社取締役会は、防衛策を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

(6) 当社取締役会の決議

本ルールは、本ルールに記載した条件にしたがい本新株予約権の無償割当に関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任していただきます。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重し、株主総会において株主の皆様のご承認を得て導入する本ルールに基づき防衛策の発動または不発動等の決議を行うものとします。

上記決議を行った場合、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項に ついて、情報開示を行います。

なお、買付者等は、当社取締役会が防衛策の不発動に関する決議を行うまでの間、買付等を実 行してはならないものとします。

当社取締役会は、防衛策の発動を決議した後も、次のいずれかの事由に該当すると判断した場合は、無償割当の効力が発生するまでの間においては本新株予約権の無償割当を中止する旨の新たな決議を、また、無償割当の効力発生後行使期間開始日の前日までの間においては本新株予約

権を無償にて取得する旨の新たな決議を、それぞれ行うことができるものとします。

- ①当該決議後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- ②当該決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、本新株予約権の無償割当を実施する ことまたは行使を認めることが相当でない場合

5. 本ルールの有効期間

本ルールの有効期間(以下「有効期間」といいます。)は、平成19年3月期(2006年度)に関する定時株主総会終結の時から平成22年3月期(2009年度)に関する定時株主総会終結の時までとします。

6. 本ルールの廃止および変更

- (1) 本ルールは、有効期間の満了前であっても、次の決議が行われた場合、その時点で廃止することができます。したがって、本ルールは、株主の皆様のご意向によりこれを廃止することが可能です。
 - ①当社株主総会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合
 - ②当社取締役会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合
- (2) 本ルールは、有効期間中であっても独立委員会の勧告にしたがい、当社取締役会の決議により 一部見直しもしくは変更を行う場合があります。

当社は、本ルールが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および(変更の場合には)変更内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

7. 本ルールの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足

本ルールは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しています。

(2) 株主意思を重視するものであること (株主総会決議とサンセット条項)

本ルールは、株主総会における株主の皆様のご承認を得て導入させていただく予定です。さらに、有効期間の満了前であっても、株主総会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合には、本ルールはその時点で廃止されることになり、本ルールの更新および廃止には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(3) 独立委員会の設置と情報開示

当社は、本ルールの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置します。独立委員会は、社外有識者(弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー等)3名以上で構成されます。実際に買付等がなされた場合には、上記「4.(5)」に記載のとおり、独立委員会が、本ルールにしたがい、当社取締役会へ防衛策発動の適否を勧告します。

当社取締役会は、その勧告を最大限尊重し、株主総会において株主の皆様のご承認を得て導入する本ルールに基づき防衛策の発動または不発動等の決議を行います。

このように、当社取締役会が恣意的に防衛策の発動を行うことのないよう、独立委員会によって、厳しく監視するとともに、独立委員会の判断の概要については株主の皆様に情報開示をするものであり、当社のグループ企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上に資するべく本ルールの公正、適正な運営が行われる仕組みが確保されています。

(4) 合理的、客観的要件の設定

当社取締役会が防衛策を発動できるのは、上記「4.」に記載する、買付者等が本ルールを遵守 しても、防衛策発動要件のいずれかに該当する場合および本ルールを遵守しない場合に限られて おります。

当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものであります。

(5) 第三者専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者専門家(独立委員会の委員以外の専門家)の助言を得ることができることとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さと客観性がより強く担保される仕組みとしております。

(6) デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

本ルールは、当社取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、買付者等が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される当社取締役会により、本ルールを廃止することが可能です。

したがって、本ルールは、デッドハンド型買収防衛策(当社取締役会の構成員の過半数を交替 させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

8. 株主の皆様等への影響

(1) 本ルールの導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本ルールの導入時点においては、本新株予約権の無償割当自体は行われませんので、株主および投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権無償割当時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が、本新株予約権無償割当決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割当てられます。ただし、株主の皆様が、権利行使期間内に本新株予約権の行使に必要な金銭の払込、その他後記「(3)②」に記載する本新株予約権の行使に係る手続を経ない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

また、当社は、当社取締役会の決定により、後記「(3)③」に記載する手続により、(i)特定大量保有者、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者、(iv)特定大量買付者の特別関係者、または(v)上記(i)ないし(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、あるいは(vi)上記(i)ないし(v)に該当する者の関連者に該当する者(以下(i)ないし(vi)を「非適格者」と総称します。)以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続きを取った場合、非適格者に該当する者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当を中止しまたは無償割当された本新株予約権を無償取得する場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(注) 非適格者の(i)ないし(vi)は、次のとおり定義されます。

7. 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等(証券取引法第27条の23第1項に定義される。 以下別段の定めがない限り同じ。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者 を含む。)で、当該株券等に係る株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義される。)が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)

- 4. 「共同保有者」とは、証券取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者を指し、同条第6項に 基づき共同保有者とみなされる者を含む(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。)。
- ウ.「特定大量買付者」とは、公開買付(証券取引法第27条の2第6項に定義される。)によって当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義される。以下本ウ.において同じ。)の買付等(同法第27条の2第1項に定義される。以下同じ。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして証券取引法施行令第7条第3項に定める場合を含む。)に係る株券等の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。)がその者の特別関係者の株券等所有割合を合計して20%以上となる者をいう。
- エ.「特別関係者」とは、証券取引法第27条の2第7項に定義される(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く。
- オ. ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条に定義される。)をいう。

(3) 本新株予約権無償割当に伴って株主の皆様に必要となる手続

①名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当を実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当に係る割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様に、本新株予約権が無償で割当てられますので、株主の皆様におかれましては、速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります。証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。

なお、割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、当該新株予約権無償割当の効力発生日において当然に新株予約権者となります。

②本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書(行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項および株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。)その他の本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当後、株主の皆様におかれましては、行使期間内にこれらの必要書類を提出したうえ、原則として、本新株予約権1個当たり、金1円以上で当社取締役会が新株予約権無償割当決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、1株の当社株式が発行されることになります。

③当社による本新株予約権取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続にしたがい、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引き換えに当社株式を株主の皆様に交付するときは、速やかにこれを交付いたします。

なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者に該当する者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当方法、名義書換方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきま しては、本新株予約権の無償割当に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して 情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

(別紙1)新株予約権の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主およびその割当方法

当社取締役会で定める割当期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または 記録された株主に対し、その有する当社普通株式(ただし、同時点において当社の有する当社普通 株式を除く。) 1 株につき新株予約権1 個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権1個の目的である株式の数は、1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式の 総数(当社の所有する当社普通株式を除く。)を減じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数 回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、金1円以上で当社取締役会 が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

非適格者に該当する者でないことなどを行使の条件として定める。詳細については、当社取締役 会において定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当 社取締役会が、別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記「6.」の行使条件のため 新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個 につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めるこ とがある。

以上

- 1. 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- 2. 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、有識者(弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー等)の中から当社取締役会により選任される。
- 3. 委員の任期は、就任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。

なお、委員に事故等があり、上記「2.」に記載する員数を満たすことができなくなった場合には、上記「2.」の要件を備えた者の中から当社取締役会によって新たに委員を選任する。

4. 独立委員会は、次の各号に記載される事項について本ルールに基づき決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。

なお、独立委員会の各委員は、決定にあたって専ら当該買付等が基本方針に照らして適当なものかどうか、買付者等の「買付説明書」の内容と当社取締役会の「意見表明書」の内容のどちらが当社のグループ企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、または向上させるものか、という観点からこれを行うことを要する。

- ①防衛策の発動もしくは不発動
- ②本ルールの変更の要否
- ③評価期間の延長その他当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- 5. 上記に定めるところに加え、独立委員会は、次の各号に記載される事項を行うことができる。
 - ①独立委員会が必要とする情報およびその提出期限の決定
 - ②その他本ルールにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ③当社取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- 6. 独立委員会は、「買付説明書」およびその記載内容が必要情報として不十分であると判断した場合は、当社取締役会に対し、買付者等に追加的に情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から「買付説明書」および独立委員会から追加提出を求められた情報が提出された場合は、当社取締役会に対して所定の期間内に、追加提出された買付者等の買付等の内容に対する「意見表明書」その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提示するよう求めることができる。
- 7.独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席および独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- 8. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・ アドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含む。)の助言を得ることができる。
- 9. 代表取締役社長は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- 10. 独立委員会の決議は、原則として委員のうち3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以上

(別紙3)独立委員会の委員(候補者)の氏名および略歴

本ルール導入当初の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

山口 邦明(やまぐち くにあき)氏弁護士

〔略歴〕

昭和42年 4月 弁護士登録

昭和61年 4月 東京弁護士会副会長(昭和61年度)

平成 6年 4月 日本弁護士連合会常務理事(平成6年度)

平成11年 4月 関東弁護士会連合会副理事長(平成11年度)

現在に至る

河野 敬(こうの たかし)氏 当社社外監査役、弁護士

〔略歴〕

平成 4年 4月弁護士登録平成16年 2月当社社外監査役現在に至る

杉山 正樹 (すぎやま まさき) 氏 公認会計士

〔略歴〕

平成10年 4月 公認会計士登録

平成13年 8月 日本公認会計士協会・経営研究調査会「組織再編成専門部会」部会長

平成16年12月 エスエヌコーポレートアドバイザリー株式会社取締役

現在に至る

以 上

(別紙4) 当社株式の状況(平成19年3月31日)

1. 発行可能株式総数 240,000,000株

2. 発行済株式総数 62,449,621株

3. 株主数 9, 252名

4. 大株主(上位10名)

株 主 名	当社への出資状況
	持 株 数 出資比率
沖 電 気 工 業 株 式 会 社	6,060千株 9.70%
日 本 電 気 株 式 会 社	6,060千株 9.70%
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (信託口)	2,991千株 4.79%
株式会社みずほ銀行	2,339千株 3.75%
株式会社三井住友銀行	1,767千株 2.83%
ゴールドマン・サックス・インターナショナル	1, 112千株 1. 78%
株式会社三菱東京UFJ銀行	959千株 1.54%
みずほ信託銀行株式会社	900千株 1.44%
日本トラスティ ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口)	789千株 1.26%
三井住友海上火災保険株式会社	773千株 1.24%

- (注) 1. 当社は、自己株式1,672,160株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
 - 2. 株式会社みずほ銀行の株式数には、株式会社みずほ銀行が退職給付信託の信託財産として 拠出している当社株式1,778千株(出資比率2.85%)を含んでおります。(株主名簿上の名義 は、「みずほ信託退職給付信託(みずほ銀行口)再信託受託者資産管理サービス信託」であ ります。)

以 上